

○議 事 日 程（第 2 号）

令和元年 9 月 20 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委員会報告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 関ヶ原町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 5 議案第 68 号 不破消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 69 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 70 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 71 号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 72 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 73 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 74 号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 75 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 76 号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 77 号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 78 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 16 議案第 79 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 80 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 81 号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 82 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 83 号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 84 号 平成 30 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 85 号 平成 30 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 86 号 平成 30 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 87 号 平成 30 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算

の認定について

- 日程第25 議案第88号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第89号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第90号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第91号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第92号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第31 議案第94号 工事請負契約の締結について
- 日程第32 議案第95号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第32まで

（追加日程）

追加日程第1 議案第96号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	大野健夫君
教育長	中川敏之君	監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君
総務課長	澤頭義幸君	企画政策課長	西村克郎君

地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	岩田英明君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	徳永英俊君
産業建設課長心得	福安健司君	水道環境課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	奥地徹也君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	中尾浩一
書記	小寺由香		

開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は8名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中由紀子君を指名します。

日程第2 委員会報告（委員長報告）

○議長（松井正樹君） 日程第2、委員会報告を行います。

総務民生常任委員会の報告を求めます。

総務民生常任委員長 谷口輝男君。

○総務民生常任委員会委員長（谷口輝男君） それでは、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年9月11日午前9時より、役場委員会室において開催いたしました。

出席委員は、8名の委員全員でございました。会議事件説明のための出席者は、西脇町長、大野副町長、高木地域振興課長、澤村関ヶ原ランドデザイン推進室長、富田係長です。職務のための出席者は、山田事務局長、小寺書記で、傍聴者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本日の議会に上程予定の工事契約について、澤村室長より工事の概要説明を受けた後、改修後の利用等についての委員からの質疑に適宜回答を得ました。

次に、機器故障による緊急の取りかえについて、今議会最終日に補正予算を上程したい旨、説明を受け、午前9時38分に閉会しました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） これで委員会報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（松井正樹君） 日程第3、一般質問を行います。

順次質問を許します。

1 番 高木博之君。

[1 番 高木博之君 一般質問]

○1 番（高木博之君） 議長の許しを得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、質問項目でございますが、公共施設の効率的・効果的な維持管理について。

質問の要旨、当町でも公共施設の老朽化が進んでおりますが、その中でも特に機械設備の割合の高い施設については、適正な維持管理により長寿命化を図り、経済的な運用をすることは大切であると考えますので、以下についてお伺いいたします。

各施設の効率的・効果的な維持管理について。

道路関係、橋梁施設などでは長寿命化計画、下水のほうではストックマネジメントの計画という意味のことでございますが、策定され、下水道についても同様な計画が進められており、補助金等により具体的な対応が行われていますが、上水道やほかの施設については補助金もなく、町独自により進めていく必要があると思います。

そこで、以下、次の3点についてお伺いいたします。

1. 設備等の点検整備について、どのような計画で行っていますか。
2. 耐用年数の正確な把握と予防保全計画等について具体的な検討をされていますか。
3. 学校施設、社会教育施設等の空調機械設備関係の点検は、今後どのような方法で行いますか。

以上についてお答えください。よろしくお伺いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、答弁をさせていただきます。

機械設備の割合が高い公共施設の長寿命化についてでございますが、本庁舎を含め、いずれの施設においても日ごろから各機械設備の適切な管理を行うことで、より長く機能が維持されるものと考えております。

御質問の1つ目の設備等の点検整備計画についてであります。現時点では具体的な点検整備計画は定めてはございませんが、本庁舎では昇降機や非常用発電設備など、それぞれ法に定められた点検を定期的を実施しております。また、特に機械設備の割合が高い施設としては上水道施設が上げられます。この水道施設におきましては、職員による各施設の日常点検のほか、計装設備及び電気設備につきまして、年に1回、業者委託により機器の点検及び調整、消耗品等の部品交換等を行い、適切な施設維持管理に努めているところでございます。

本町の水道事業において保有している施設は、設備等の老朽化が進んでいるのが現状でござ

います。構造物及び設備の老朽化資産は、全資産の約14%です。そのほとんどが法定耐用年数の短い機械、電気・計装設備類で、中でも設備については老朽化資産の23%を占めている状況でございます。

今後、資産の大量更新時期の到来と人口減少等による料金収入の減少などにより、経営環境は厳しさを増すことが予想されます。そのため、設備機器の更新につきましては、平成28年度に策定された計画期間を10年とする関ヶ原町上水道事業経営戦略に基づき、計画期間以後も含めたアセットマネジメントにより、設備・施設の長寿命化等の投資の平準化を図っていくということにしているところでございます。

2つ目の耐用年数の正確な把握と予防保全計画等についてであります。施設の耐用年数につきましては、法定耐用年数に基づいて管理している固定資産台帳により正確な把握をいたしております。予防保全計画等につきましてはの具体的な検討については、今後の施設の更新需要の集中が見込まれることから、資金不足を避けるため、日常点検に基づく運転状況や、これまでの使用実績を考慮して、設備については独自の更新基準を定め、計画的な機能維持に努めてまいります。また、これまでに実施している機器点検等の設備点検記録による機器部品の交換周期実績に基づき、機能低下した設備については、重点的に設備修繕を行うことで設備の延命化を図ってまいります。

3つ目の学校施設、社会教育施設等の空調機械設備関係についてであります。学校施設につきましては、学校保健安全法に基づき、望ましい温度、浮遊する粉じんの規制値、望ましい気流の速度など空調に関する衛生基準が定められており、当町におきましても、学校環境調査を定期的実施しているところでございます。そして、望ましい衛生管理面も考え、関ヶ原中学校では、従前よりエアフィルターなどの清掃も業務内容に含めた空調機械設備の保守点検業務委託を行っているところでございます。今年度、整備完了いたしました関ヶ原小学校及び今須小中学校におきましては、次年度以降に業務委託を行う予定でございます。

社会教育施設につきましては、関ヶ原ふれあいセンターにおきましても、同様に空調機械設備の保守点検業務を委託しておりますが、中央公民館など以前からの施設につきましては、職員の日常点検の中で行っているのが現状でございます。今後もそのようなことで進めていくつもりでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔1番議員挙手〕

高木博之君。

○1番（高木博之君） 町長のほうにおかれましては、いろいろピンポイントの説明でございますが、これは全体的な質問、特に水道については細かく説明をされていますが、それぞれ1番から3番まででございますが、自動車や何かは法律に定められて、運行にかかわるには安全と

かが最優先でございますので、整備台帳などはしっかりされていると思います。

それ以外、この場合でいうと、除雪車なんかは40年以上たっているやつでもまだちゃんと動いておりますので、法律で定めたものについてはこの点は問題ないと思いますが、特に定めのないもの、いろいろとこちらのほうでもエアコン等についても法律で定められていますし、あと病院や何かについては、専門の技士ですかね、用度係長さんとかがいらっしゃいます。それと、去年ですかね、冷房が壊れて患者さんが亡くなったというようなことも岐阜県内でございましたので、エアコンについても特に安全等については点検をされていると思います。

それで、学校等についても、これは多分フロンの排出抑制法に基づいて点検されていると思うんですが、またこちらのそれぞれ延命化ということでなれている職員の方もいらっしゃいますので、壊れる前に、これもいろんな予防保全とか、いろんな計画がございますが、そういうのは定期時間保全とか、また状態を見ながらの監視とかになるんですが、基本的に事後保全というか緊急保全、壊れた場合に直すということが多々あると思いますので、町長が言われるように、また1番のほうで具体的な計画はないというようなことでございますが、ぜひそういうような例を、自動車の台帳等やなんかの例も、チェックリストもいろんな施設にわたってはなかなかつくるのは難しいと思いますが、そのようなことで今後進めていかれたらいかがかというようなことを思っておりますので、これについて定めて進めていただければと思います。

人手や何かも要るようでしたら、業者にでもつくらせていただいて、できるだけ延命化ですね。水道や何かはどうしても更新しなければなりませんので、それまでのコストがいかに安くつくかということで経費的な節減が図られると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 建設的に御提言いただきまして、ありがとうございます。

確かに町の施設につきましては、老朽化が進んでいるものが多々ございます。当初にも最初にお答えしたとおり、いろんな機械があるという中で、全てを一遍に変えるわけにもいかんだろうと。また、財政的な理由もありまして、法定期限が来たら、すぐ交換するというような状況にもいかないというのが現状でございますので、何とか点検・整備をしながら延命化を図り、また効率的に運用を図っているところでございます。

いずれにしても、車の提言がありましたように、車の整備台帳等、点検チェックリスト、やはりこういったものをいろんな部門においても整備しながら、どこがどうなっているかということで万全を期していくというのは効果があることでございます。一部においては既に実施している部分がございますが、未実施の部分につきましては、そういったことも取り入れながら、今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、例えばエアコン等においてシーズン初め前にはチェックをして、きちんと動くかどうか

かということをやっているわけでございますけれども、やはり老朽化しているものにつきましては、シーズン途中でも壊れることがあるということでございます。そういった場合におきましては、やはり緊急に修繕をさせていただくということも必要でございますので、そういう事例が出た折には、町としても早急に対応させていただいて、利用者に不便がないように図っていきたいというふうに思っておりますので、その点につきましても御理解をいただきたいと思っております。

○議長（松井正樹君） 再々質問ありますか、よろしいですか。

○1番（高木博之君） ありません。

○議長（松井正樹君） これで、1番 高木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 楠達男君。

〔7番 楠達男君 一般質問〕

○7番（楠 達男君） 楠達男でございます。

議長の許しをいただきましたので、私は3点について質問をさせていただきます。

1つ目は、トップセールスで企業誘致と関ヶ原町の活性化を、2点目に、大規模災害に備えた関ヶ原町地域防災計画について、3点目、認定こども園の建設についてその後の検討結果を問う、以上であります。

まず、質問の要旨であります。最初のトップセールスで企業誘致と地域活性化をについて伺います。

町内2カ所の区域が、今般、都市計画区域マスタープランの用途変更により、娯楽・レクリエーション地区と居住系地区から、それぞれ工業系へと用途変更がされます。その2カ所とは、玉地区のメナードランド関ヶ原跡地と、もう一つは関ヶ原インターそばの埋立地であります。

この2カ所は、広く平たんで道路アクセスもよく、工場建設などにも適しております。土地所有者との交渉や企業誘致について、現在の状況はどうか。町長のトップセールスが鍵だと考えております。今後の取り組みについて伺います。

2つ目、大規模災害に備えた関ヶ原町地域防災計画について伺います。

近年、世界各地で大型台風や巨大地震が発生し、多くのとうとい命が奪われております。地球温暖化がその大きな要因と言われておりますが、日本でも毎年大規模災害により甚大な被害が繰り返されております。

当町においては、幸い人命にかかわる災害は発生していないものの、平成に入ってからでも、7件の土砂崩れ、家屋の崩落、浸水被害が発生しております。最近では、玉地区内での道路の崩壊、また笹尾地区での大量の土砂流出災害が発生をいたしました。

こうした大規模自然災害に加えて南海トラフ巨大地震に備えて、関ヶ原町は地域防災計画が平成16年に策定をされました。この計画は、国の災害基本法により設けられた関ヶ原町防災会

議に基づき、防災や災害時住民の救助、生活支援、インフラ復旧等に関する行動計画であります。計画では、防災計画の住民への周知、訓練及び町の情勢により毎年検討を加え、必要あるときは速やかに計画を修正するものとされております。

そこで、以下について伺います。

1点目、現在の計画は、直近で28年5月に加除がされていますが、現時点でこの計画の見直しや修正、追加すべき事項はないのか、伺います。

2点目、大災害が発生した場合、まず町民の救助、被災家屋の復旧、生活支援が第一であります。そのため、行政だけによる対応は無理であり、社協の災害ボランティアセンターの設置と災害ボランティアコーディネーター——略称SVCであります——による運営が不可欠であります。災害時、役場と社協の任務・役割分担や、SVCの設置・運営に関して役場と社協で災害時協定は結ばれているのか、伺います。

3点目、災害現場の被災状況の調査、課題の把握は誰が行うのか。

4点目、SVC（災害ボランティアコーディネーター）の設置は、いつ、誰が指示するのか。また、運営の責任者は誰か。この防災計画書には、町がSVCに指導・支援するとされておりますが、実際はどうか。担当課の職員もSVCに登録し、会議への出席と訓練を一緒に行い、運営方法を熟知すべきであると思えます。

5点目、商工会、町内企業からの支援・連携も必要であり、役場との相互協力に関する協定は結ばれているのか、伺います。

大きな3点目であります。

認定こども園の建設について、その後の検討結果を伺います。

老朽化した西・東保育園を統合し、新たな認定こども園の建設について、町長はこれまで町内公共施設の統廃合、長寿命化の最優先施設として、保育園、または中央公民館を考えている。

そして、ことし6月の定例会では、認定こども園は喫緊の課題であり、できるだけ早い段階に方向性をまとめ、建設を進めたい。場所は、役場東の町有地がベストだが、全体のゾーニングをどうするかが課題である。財源については、令和4年度に大きな起債が終了するので、その財源を充てたいとも答弁をされています。

国の公共施設等総合管理計画により交付税措置を受けるためには、令和3年度までに実施計画提出が必要であり、時間が限られております。実施計画策定や今後のスケジュールについて、町長の考えを伺います。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目のトップセールスで企業誘致と関ヶ原町の活性化ということでございますが、

関ヶ原町におきましては、加速度的な人口減少、少子・高齢化が進んでいる中、税収確保と定住人口の確保につながる雇用の場の創出として企業誘致の必要性が増しておりますが、町域の8割を山林が占める地勢から、まとまった土地が少なく、企業立地が困難な状況が続いている状況でもございます。

御質問にございます2カ所の土地についての所有者等との交渉や企業誘致についての状況でございますが、今回、都市計画地域マスタープラン見直しの中でメナードランド跡地と関ヶ原インターチェンジ南側の用途変更を来年度中に実施するように進め、企業誘致候補地の拡大に努めているところでございます。この業務の中で、御質問いただきました地域を含め企業誘致候補地の事業実現化の調査・検討をあわせて行っているところでございます。

さらに、メナードランド跡地につきましては、県事業の工業用地開発可能性調査も採択していただき、工場用地候補地における細部にわたる土地開発規制、立地条件等の調査を実施し、企業誘致をするための課題を整理している段階でございます。メナードランド跡地につきましては、土地関係者と定期的に情報共有を図っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、先ほどの調査で抽出されました課題を全庁的に解決し、土地の特性を見きわめ、誘致の可能性が高い業種と企業規模などを絞り込みながら、トップセールスにつなげていきたいと考えているところでございます。

次に、大きな2番目の大規模災害に備えた関ヶ原町の地域防災計画についてでございます。

その中で何点かに分かれておりますが、現時点での修正や追加すべき事項ということでございます。

町の地域防災計画につきましては、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正に伴い、見直しを実施しております。平成28年度の見直しにつきましても、災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の策定等の規定が設けられたことと、県の地域防災計画の修正によるものでございます。

国の防災基本計画の修正や最近の災害対応の訓練を踏まえ、県も随時見直しを実施しており、その県の修正に合わせ、町の計画におきましても必要箇所についての修正を行うものでございます。県計画においては、毎年一定の修正がございしますが、担当課でその内容を精査しつつ、町計画に反映させる事項を整理しており、活動に支障がないよう必要に応じて庁内で情報を共有しております。

計画書の加除等の作業に多額の費用を要するため、加除につきましては、重要な修正等がなされたときにあわせて実施しているところでございます。

ことしの出水期から警戒レベルを用いた避難情報が発せられることになりましたことを受け、次年度には全体を見直す予定としているところでございます。

次に、社協と役場との災害時協定の関係でございますが、議員御指摘のとおり、大規模災害

が発生した場合には行政職員だけによる対応は困難であり、地域の自主防災組織等の自主的な活動や社協のボランティアセンター等の運営が不可欠であります。

現在、町の地域防災計画におきましては、社協がボランティアセンターを設置し、広報・啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整やボランティア活動の推進を図り、町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援するものとされております。そんなことで、協定の締結まではいたしておりません。

大規模災害が発生した場合、災害ボランティアセンターの果たす役割は重要だと認識しておりますので、今後、社協の御意見もお聞きしながら、必要であれば協定の締結についても検討はしていきたいと考えております。

3つ目の災害現場の被災状況の調査、課題の把握は誰が行うのかということでございますが、災害の発生するおそれがあり、その対策を要するときや、実際に災害が発生したときには、町長を本部長とする災害対策本部を設置します。

被災状況の調査と課題の把握は、町職員を主に関係機関及び団体の協力や応援を得て実施し、その情報を全て対策本部で集約することで状況把握を行い、課題に対し対応策の協議、検討を行い、指示を発するものでございます。

ただし、被害が甚大で町単独では調査できないときには、県に応援を求めるということになっております。

4番目のSVC設置は、いつ、誰が指示するのか、また運営責任者は誰が行うのか、またSVCに町職員の登録というようなことでございますが、先日開催させていただきました防災訓練におきましても、災害ボランティアセンターの設置訓練をさせていただきましたが、設置指示については、その訓練のとおり、本部長である町長が住民福祉部担当課へ設置を指示し、担当課から社会福祉協議会へ伝達する流れとなっております。

いつ設置するかにつきましては、被災の状況把握により、必要と判断した場合に町長が設置指示をすることになります。

また、運営の責任者につきましては、地域防災計画にありますように社協が担うこととなり、町は指導・支援することとなります。

また、職員のSVC登録につきましては、災害発生時には災害対策本部要員としての役割が優先となりますので、実際にはボランティア活動は難しいものと考えておりますが、担当課の職員のかかわりにつきましては、ボランティアセンターの立ち上げの訓練や運営方法の検討等の会議に参加するなどして、その中で情報共有や運営支援等の連携を密にする必要があるというふうを考えているところでございます。

5つ目の商工会、町内企業からの支援・連携に基づく協定の関係でございますが、現在、関ヶ原町が締結している災害時の応援協定等は、16件ございます。建設業の方、電気工事業、そ

れから燃料供給業、郵便業、小売業等を初め、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療分野や西南濃町村会、また岡崎市等のゆかりのまちとも協定をいたしているところございます。

御質問にございます商工会や町内企業との災害時の協定は、個々について現在は締結しておりませんが、災害時においては、行政のみならず、地域連携も非常に重要なものと考えておりますので、どのような相互協定が可能なのか、調査・研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

大きな3つ目の認定こども園の建設につきましての現在の進行状況についてでございます。

かねてより町議会や住民の皆様から御意見をいただいております、老朽化した東・西保育園を統合して新たな認定こども園を建設することにつきまして、私も優先課題として捉えておるところでございます。

こども園の建設候補地といたしましては、昨年度の職員プロジェクトチームによる公共施設個別施設計画の素案より、利用者の利便性、交通安全、用地確保などの観点を総合的に検討した結果、役場東側の町有地が適地だと考えております。

本年度は、公共施設等適正管理推進事業債の活用を踏まえた財源の確保、来年7月の岐阜関ヶ原古戦場記念館のオープンを控えた駅北周辺のゾーニングなどについての調整を進めております。

さらに、現場で働く保育士を交えての意見交換会を実施し、新しい園のあり方などについて、より具体的な意見を聴取するとともに、住民の皆様にご協力いただいた子育て支援に関するアンケート調査結果を活用して、建設に向けた基本理念や基本方針、想定される定員や園舎の規模などを取りまとめた基本構想を策定している最中でございます。

今後は、速やかに内部の基本構想を固めるとともに、来年度には公共施設個別施設計画及びこども園の建設に係る基本計画の策定を行い、令和3年度までとされております公共施設等適正管理推進事業債の活用に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔7番議員挙手〕

楠達男君。

○7番（楠 達男君） 再質問をさせていただきます。

1項目めであります企業誘致など土地活用についてでございます。

関ヶ原町は、2年半前に副町長制を導入し、新たに企画政策課を創設し、役場組織の改編強化を行ってまいりました。その目的は、今、町長が答弁されましたように、町民が安心して暮らし続けられるまちづくりのために、人口対策、移住定住対策、企業誘致、子育て福祉政策等の充実、そして町の税収、自主財源を確保することが目的であります。

そこで、新たな組織改編に伴って2年半経過したわけですが、この間の具体的な、例えば企業誘致、工場誘致等についての成果、あるいは実績について伺いたいと思います。

今、町民の皆さんは、町長の決断力、そして指導力に大きな期待を寄せておられます。私も同様であります。玉地区の旧メナードランド跡地と六反田の東の埋立地は、町内では一定の平坦地でまとまった土地としては貴重な土地であります。町長も同じ認識であります。いずれも民有地ですが、再開発の対象として検討をぜひ進めていただきたいと思いますし、工場誘致や住宅建設などについても企画政策課を中心に活用策を検討し、所有者との協議を進めるべきだと思います。

今、町長答弁では、その前提に立ってさまざまな調査や検討を内部でもされているようですが、ぜひスピード感を持って、具体的にこの計画について進めていただきたいと思います。現時点での計画の内容について、先ほど説明はありましたけれども、さらにもう少し詳しく具体的な今後の方針についても伺いたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御質問をいただき、再質問ということでございます。

町の行政組織を改編させていただいて、副町長制を設置しました。この中で副町長を置くことによって県とのパイプをしっかりとつなぎながら、また企業誘致とか、行政効果を上げる努力をしていきたいというふうに思っ進めさせていただいているところでございます。

そんな中で企業誘致に関しましては、今のところ具体的な、ここといったものはできておりません。ただ、今までの中でいろんな企業さんと面談し、また用地を探している企業さんとお話する中で、やっぱり企業にとっては求める面積、用地形態、こういったものについて非常に関心があるということで、関ヶ原町の現状をお話ししますと、やはりそれでは、ちょっと関ヶ原では欲しいだけの土地はないというようなこともございまして、なかなか進められなかったというのが現状でございます。

そんな中で、やはり現状をどうするかということも協議したところ、今、取り組んでおります各地域の用途変更を行い、また規制等をきちっと行う中で、発信もきちっとできるようにしていくことが前提にあると。やみくもに企業誘致を言うだけではだめだということで、そういった反省から、現在、取り組みを進めさせていただいております。これにつきましては、県のマスタープランがございまして、そのマスタープランの変更というのが大きな課題でございましたが、娯楽・レクリエーション地域を廃止するということが以前はお願いしておりましたが、県のほうも廃止はちょっと困難だというような認識で交渉が難航しましたが、縮小という形で方向性ができたということで現在進めさせていただいております。この縮小の中には、メナードランド跡地周辺については廃止いたしますが、鍾

乳洞近辺については残すという方向で今進めさせていただいておるところでございます。

また、関連の業務につきましても、業者委託もいたしまして調査、整備をさせていただいている段階でございますので、今、具体的にちょっと申し上げられる状況じゃないということで御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、今、東海環状自動車道がほぼ開通の見込みが立ったという状況で、近隣の市町では、やはり用地があるということで企業進出が多く図られているということを知っておりますので、関ヶ原町もそれに乗りおくれないように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔7番議員挙手〕

楠達男君。

○7番（楠 達男君） ちょっと抽象的かなあとと思いますけれども、いずれにしても、関ヶ原町は待ったなしの状況でありますので、その認識は町長とも一致していると思いますけれども、ぜひスピード感を持って、先ほど言いましたけれども、具体的な企業誘致なり工場誘致なり等について計画を進めていただきたいと思っております。

再々質問は以上です。

○議長（松井正樹君） それでは、2項目めの再質問を許します。

〔7番議員挙手〕

楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2項目めの災害対策について再質問をさせていただきます。

今、町長答弁では、社協との間に町役場と災害協定がつけられていない、必要であれば締結するというような答弁かと思っておりますが、必要があればじゃなくて、事前に、今度の千葉のあの災害もそうですけれども、発生してからでは遅いわけでありまして、特に人命にかかわるような大規模災害が発生したときに備えて、特に社協が中心となるその支援、そのことについて町側と社協との間に必要であればじゃなくて、事前に協定は締結すべきではないでしょうか、この点についてもう一度伺います。

それから、災害ボランティアセンターへの役場職員の登録だとか訓練参加について、人手がないからというようなことで登録していない、あるいは訓練については会議には参加しているというような答弁でありますけれども、これも非常に弱いと思うんですね。私もSVCに入っているんで、年1回の訓練だとか会議に参加していますけど、社協のSVCはそれ自体として機能していますし、いいんですけれども、そこに町職員が、町の役場がどう絡むかというのは非常に大事ですよ。

ここにも触れましたけれども、実際に被災地の状況、あるいはニーズがどこにあるのか、優

先的に何をすべきかということは、この災害ボランティアセンターも議論をしますけれども、そこに役場の職員も参加することによって、初めて統一的な一体的な対応ができると思うんですね。必要があれば締結だとか、今のところ、職員はそういう人手がないから参加させないんだというようなことは非常に認識が私は甘いと思います。

で、最近の例では今回の台風15号ですね、いまだに千葉県では、10日以上たつんですよ。千葉県の対応は非常に批判されていますけどね。県内の被害状況は少ないというようなことが第一報で言われて、しかし、どんどん毎日というほど被害の状況が拡大して、停電については、10日以上たちますけど、いまだに復旧していない地区は3万戸でしたかね、きのうの時点であります。断水も、やっとほぼ通ったと、これ10日ですよ。高齢者や、あるいは小さな赤ちゃんだとか、さまざまな人たちが、身障者を含めてね。したがって、だからこそ災害の防災ということが必要だし、それを計画書に書くだけではなくて、実際に運営するのは社協の職員であるし、もっと言えば町職員であるわけですから、その町職員がSVCにも参加しない、訓練にも参加しない、机上訓練だけで終わってしまう、机上訓練をされているかどうか知りませんが、会議だけで、それで対応できるんでしょうか。

確かに私が思うには過去の経験からいっても、関ヶ原町は、大規模地震だとか大型の台風だとかがない限り、今は防雪といってもそんなに降らないし、町の除雪対策はしっかりしていますからいいですし、それから土砂災害だとか浸水だとかというのは余り考えられないかもしれませんが、災害はまさに忘れたころにやってくるといいますけれども、そういう点では、やっぱり万全の備えということをぜひ検討していかなければいけないと思います。

それから、町内企業さんとの災害協定についても、個別の企業さんとの協定はないということですが、やはり昨今、どこの市町も地元におられる大きな企業だとか工場さんとは、例えばお持ちの企業の施設、体育館だとか会議室などを緊急避難場所として活用させていただくとか、あるいは救助資機材の貸し出し、例えばカッターだとか発電機だとか、いろいろありますけれども、そういうものも企業や工場がお持ちの場合は貸し出しをお願いするということも当然あると思うんですよ。そういう点では個別の企業との災害協定ということについても、ぜひ検討すべきであると思いますが、その点について、もう一度町長の見解を伺います。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 質問がちょっと多岐にわたりましたので、抜けましたら御容赦いただきたいと思います。

まず最初に、組織としての社協の位置づけでございます。社協との協定をしていないのはおかしいと言われますが、町のほうの地域防災計画には、既に社協がその役割を担うという位置

づけをされております。そういった関係で、社協がこういう責任を持って行うというようなことになっていることから、改めて協定を結ぶということについては、今後、社協とも協議はいたしますが、そこまでじゃなしに、もう既に協定と同じような状況になっているというふうに認識をいたしておりましたので、社協と一回協議をして、改めて煮詰めるというようなことが必要であれば協定を結ばせていただきたいという趣旨で答弁をさせていただいたところでございます。

いずれにしても、町においては、今、社協のほうが所管しておられます災害ボランティアセンターの設置というものがなければ、大きな災害時において被災者への支援、こういったことにボランティアを活用していくと、どうやって動いてもらうかということについては動けないわけでございますので、十分に機能していただくようお願いをしていきたいと思っております。

また、SVCへの職員の登録の関係でございますが、職員が登録するのは別にやぶさかでございますませんが、登録したといっても、その災害時には職員がその活動に一員として参加できないという状況が、多分ほかの公務の関係で出てくるということが考えられますので、そういった登録じゃなしに、かかわりの中でふだんから連携体制、そして訓練というか実施、実際に動く内容ですね、そういったものは担当者として把握していく必要は十分にありますので、活動内容の十分な把握、こういったものについては積極的にやらせていただくことが必要だろうというふうに思っております。

そういったことからといってSVCに登録をしなくてもいいというわけじゃございませんが、しても戦力にはならないということを御理解いただいた上で参加させていただくことになろうということを思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、今の千葉県の災害状況を言われました。この災害については、台風15号の中で本当に急激に発達して風速が非常に強い台風であったと聞いておりますが、そのために電線網が寸断され、また倒木等で被災地へ行けない、こういう状況が発生して、現在もまだ確実な状況把握がされていないという状況でございます。

いずれにいたしましても、一番大きなのは電気がとまっているということでパソコン等の機能が使えないということで、情報をとっても、それを集計してまた発信する、そういう手段がないということで現状のような非常に厳しい状況に陥っているというふうに思います。

できるだけ町におきまして、そういう災害がいつ何どき起きるかわからないということでございますので、事前の防災対策、減災対策というものについては、どうあるべきかというものについては非常に大きな課題であり、事前にどういう対応をしていくのがいいのか、今後検討すべき課題だというふうに思っております。

ただ、その中で、現在、新幹線のほうが沿線の大きな木を倒木対策として伐採を進めておら

れます。そういったことも、今後において電線等に倒木がひっかかって寸断するということを考えると必要なことではないかと思いますが、これは地権者、また立木の所有者の関係等もございいますので、そういったことも考えながら進めていく必要はあろうとは思いますが、非常に課題が大きいものであるというふうに認識をいたしております。

そういった中で、いかに今回の千葉のような災害を踏まえてどういう対応をするかということについては、現時点では、はっきり言ってよくわかりません。ただ、現状を検証される中で、町としても、できるというものについてはしっかりと取り入れながら対応を図っていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それから、町内企業との個々の協定でございます。町内の企業さんでも個々の企業さんとは幾つか、例えばドラッグストアとか、そういったところとは協定を結んでおります。そういったことで、物品の供給等に支障がないようにということでの対応はいたしておりますが、今、御提案があった個々の企業の持つ設備とか機械とか、そういったものを活用できないかということにつきましては、ごもっともだという面も多々ございますので、今後、内容等を検討させていただいて、また個々の業者、また企業等においてどのような能力があるのかということについても調べないとお願ひすることもできないというふうに思いますので、そういったことについても取り組みをしていく必要があるかと思っておりますので、今後、ちょっと検討をさせていただきと思ひます。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔7番議員挙手〕

楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点について再々質問をさせていただきます。

1点目のどうも町長の答弁について、私はまだまだ認識が甘いんじゃないかと思うんです、はっきり言って。というのは、大規模災害のときに真っ先に考えなければいけないのは、被災地の住民の方の生命を守ること、それから災害復旧ですよ。生活支援、ここにそのためにSVCというのは大きな役割を果たすわけですよ。SVCだけじゃありませんよ、もちろん町長が言われるように行政全体でやるんですが、その中心になっているのは、やっぱりSVC、ボランティアセンターですよ。よく新聞とかテレビのニュースなんかで報道されますけれども、やっぱり直接被災地に入ったり、被災者の方に寄り添って災害復旧を支援する、この中心的な防災拠点というか、災害復旧の拠点の一つがSVCなんですよ。そこに町職員がかかわらなくてどうするんですか、これ。参加をする余裕がないというようなことを言われましたけど、ここのいろんな作業でね、職員の数が少ないんで。だけど、それは全体計画の中で全員がそこへ参加せよと言っておるわけじゃなくて、2人か3人は、やっぱりふだんのSVCに登録しながら、SVCの訓練のときも参加をすることによって、何が課題なのか、町として何をし

なければいけないのかというのが見えてくるんじゃないですか。そういう点では、私は町長の認識というか、その防災に対する、まだまだ対応について疑問を感じざるを得ません。これが1つ。

それから2つ目、伺いたいのは、町が現在備蓄している食料、それから水、資機材、あるいは毛布、発電機の燃料ですね、これは今どのくらいあるのか、それはどこに保管されているのかということについて伺います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 備蓄品につきましては、ちょっと調べさせていただきます。

SVCの役割、認識が甘いと言われました。これは解釈の違いだと思いますが、今、千葉のほうの災害を例に挙げますと、SVCというか災害ボランティア機能はいたしておりません。これだけの規模が起きているのに動いていないというのはなぜでしょうかということです。災害の状況が把握できていない。どこにどれだけ配置しているか、これがとれない、そういう状況があるということでございます。

町としても、そういった状況をいかに早く把握して、どこにどのようなボランティアを投入して支援をやっていただくかということの業務は非常に重要だというように認識をいたしておりますので、そういった意味で災害状況の把握、どれだけの支援が必要かということを整備するほうが優先事項だというふうに思っているところでございます。

そういった意味で災害時における職員の行動体制、町職員の数というのは本当に知れておりますので、その中でこの全庁的な対応を図っていくというためには非常に厳しい状況があるのかというふうに認識しております。

ただ、状況把握が完了した後、一段落といいますか、公共復旧という面に入ったときには、福祉関係の職員については、その災害ボランティアのほうの支援という形で対応に入るということは可能だと思いますので、そういった時系列的な取り組みということについては御理解を賜りたいと思っております。

それと、申しわけございません、ちょっと備品等の数値につきましては、ちょっと時間をいただいて後ほど報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） それでは、3項目めの再質問を先にお願ひします。

〔7番議員挙手〕

楠達男君。

○7番（楠 達男君） 3項目めの再々質問というより再確認をさせていただきたいと思うんですが、先ほどの町長の答弁では、場所についてはここの役場東の町有地を充てたいということが一つ、それから設計のスケジュールですが、令和3年度までに間に合うように実施設計をす

ると、そのために部内調整をしているという確認でよろしいですか。

つまり、言いたいことは、国の助成制度に間に合うと、そのために準備をしているんだという答弁でよろしいですか、それだけ確認させてください。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御質問のとおりでございますが、一応逆算的になりますが、今の公共施設等適正管理推進事業債が延長になるという情報が入れば、またありがたいんですが、これが来せずというようなことになると、町としては非常にダメージが大きいということから、これを逆算的に考えると、今おっしゃったようなスケジュールでいかないとだめだということで認識をいたしておりまして、そのように進めさせていただくと考えております。

○議長（松井正樹君） 3項目め、よろしいですか。

○7番（楠 達男君） はい。

○議長（松井正樹君） それでは、2項目めの答えられる、答えられない。

〔発言する者あり〕

後で。はい、わかりました。

7番議員、備蓄の件は、今ちょっと答えられないので、後から資料として出すそうですので、それで御了承願いたいと……。

〔発言する者あり〕

休憩後に答えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10分まで。

〔発言する者あり〕

調査の時間が必要ということですので、15分までといたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの7番議員の一般質問の最後の質問、備蓄品に関する数値や場所の件の答弁を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

先ほど御質問がございました備蓄品関係でございます。

まず、非常食系の関係でございますが、主食、いわゆるお米ですね、主食系は約4,300食、そのうちアレルギー対応食といたしましては200食、また缶詰等の、いわゆる副食でございますが、こちらが約1,200食、あと御質問にもございました水のほうでございますが、これは500

ミリリットルの換算でございますが、約2,300本を確保しております。

保管場所といたしましては、非常食ということもございまして、ほとんどが本庁舎の3階で保管をさせていただき、また水については、一部は旧北保育園で保管をさせていただいているところでございます。

あと、備蓄資機材の御質問もあったかと思えます。資機材は種類にいたしましては、数でいきますと98種類というような資機材を町内の防災倉庫や各小学校の体育館など、10個の施設に分けて保管をしております。

中でも代表的な御質問がございました毛布につきましては、今月1日現在の数でございますが、毛布を595枚確保しております。

また、発電機等につきましても14基を確保しているというような状況でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これで、7番 楠達男君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、議長の御指名をいただきましたので、私は今須小中学校統合の準備について、それから2点目、介護保険料の引き下げをの2点について質問をさせていただきます。

まず1つ目、今須小中学校統合の準備について。

ことし3月議会で今須小中学校を統合する条例改正案が議決され、統合に向けた準備が始められていることと思えます。

まず、進捗状況を伺います。教育長の説明では、学校の教職員、PTA役員、校長会など、それぞれの担当分野で部会をつくり、話し合いを進めるとのことでした。しかしながら、この進め方では、保護者や将来学校に入学するであろう地域住民の意見が反映されにくいのではないのでしょうか。

6月議会で私は、今須の平和教育の継続を質問し、校長会で検討するという答弁でした。誰がどのような発言をし、どのような議論を経て決定されているのか、私は知ることもできませんし、また意見を述べることもできません。教育内容については、確かに専門的な分野であり、教職員に委ねる部分はあるかと思えますが、学校生活はそれだけにとどまりません。通学方法、通学時間、部活動、制服、かばん、靴など、保護者や地域住民のかかわる範囲は少なくありません。今や、学校運営にも保護者や地域住民がかかわっていく学校運営協議会制度が文科省からも推進されています。よって、よりよい統合を目指すなら、保護者や地域住民のかかわりは必須だと思います。

部会で検討された内容を決定事項とせず、保護者や地域住民にかかわる項目については、検討委員会、もしくは検討会議などで議論をし、決定していくという民主的手続きが必要ではないでしょうか。教育長の見解を伺います。

2点目、介護保険料の引き下げを。

日本共産党関ヶ原支部が昨年暮れに行った町民アンケートで多くの御意見をいただいた中で、暮らしに負担と感ずるのはという設問で、介護保険料が高いという回答が一番多くありました。実際、制度が始まって以来、1カ月の保険料基準額が2,800円から5,900円へと倍加いたしました。介護保険料は、65歳以上の方で多くは年金天引きされており、年金が減っても保険料はふえるというのが介護保険制度が始まって20年弱の実感だと思えます。保険料が生活費に食い込んでいます。

一方で、国は介護保険の給付を厳しくし、施設入所もままならない状況をつくっています。超高齢化社会となっている現代、安心して老後を過ごせるために保険料の負担軽減はその一つです。

第7期事業計画では、この10月からの消費税増税を見越して平成30年度から令和2年度の介護保険料を引き上げました。30年度の介護保険特別会計決算は、3,000万円の基金積み立てと1億円を超える収支残高がありました。今議会の補正では、2,000万円の基金積み増しも提案されています。今後の事業の見通しを伺うとともに、町民の声を受けとめ、次期事業計画のときには保険料の引き下げを求めます。町長の見解を伺います。

以上、お願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今須小中学校の統合の準備につきましても、後ほど教育長から答弁をさせます。

私からは、次の介護保険料について答弁をさせていただきます。

ただ、答弁の前に若干、質問の中で介護保険料は65歳以上と言われましたけれども、2号被保険者として40歳以上の方が対象になって納めておられますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

介護保険特別会計では、介護サービスの利用の増加によって介護給付費等の額が大きく伸びたにもかかわらず、長年事業開始当初の保険料を据え置いたことにより、平成25年度には介護保険基金のみならず、介護給付費等の支払いのための留保現金までがなくなり、県の財政安定化基金を借りなければ介護保険会計の運営を行うことができない状態となってしまいました。

その後、介護保険料の額の改定を重ね、介護保険会計の健全運営に努め、ここ数年の収支状

況により、やっと基金が積めるようになったものでございます。

なお、御質問の中で第7期での保険料改正につきまして、この10月からの消費税増税を見越して引き上げたとされておりますが、これは支払基金交付金の負担割合が減ったことによる保険料負担割合の増加や、介護職員の処遇改善に伴う介護報酬改定のほうが大きく影響しており、消費税増税だけによる影響ではないことは御理解いただきたいと思っております。

今後の事業の見通しでございますが、昨年度は保険料の改正の1年目であり、また施設関係給付費が減少したことにより、余剰金はその分多く発生いたしました。今年度は、逆にその施設関係の給付費が既に増加しておりますし、新しい事業所の開設の関係で、今後、在宅関係給付費の伸びへの対応も考えられます。また、団塊世代が今後介護サービス利用対象者として控えております。介護給付費等の急な増加に対応できるように、基金の額の維持は必要と考えております。

来年度に次期介護保険計画を策定し、その中で保険料の設定を検討していくこととなりますが、現段階では次期保険料額への言及は難しく、保険料に影響する制度改正の有無とその内容、入所関係施設の新設の動向や、それらに伴う今後の介護給付費等額の状況、またその時点の基金の積立金額等を勘案して慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松井正樹君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） では、第1点目の今須小中学校の統合の準備ということについてお答えをさせていただきます。

2点お答えをしますけれども、まず1点は進捗状況についてでございます。

以前お示ししました準備部会において、今、検討を進めております。例えて言いますと、校長会は5回の臨時校長会を持って検討を進めてきておりますし、PTAにおきましては、役員様を中心にして、回を重ねてその検討を進めておっていただいております。

その過程において注意しておりますのは、保護者の皆様、地域の皆様に、やはり御理解をいただいたり、あるいは意見をいただく必要があれば、このことについては、その機会を設けて、しっかりとそういったものを踏まえて決めていきたいと思っておりますし、現にそのように今進めておる状況でございます。

2点目の保護者や地域住民にかかわる項目については検討委員会で議論をして決定をと言われていることについてでございますが、これに当てはまる検討項目は何かなということをおはちょっと疑問に思うんですけれども、先ほど言いましたように、今、私たちが気をつけておりますことは、まずもって児童・生徒や保護者にとって有益であるように、それでよいと思われるように、そういったことを第一に考えております。

やはり児童・生徒や保護者、あるいは地域社会の方に意見を求める場合は、それはお聞きしております。そして、そのことについてお知らせすることにつきましては、学校だより、ある

いは地域への広報ということで、決まったことにつきましては、文書で保護者の方には、そして文書で地域社会の方には回覧ということで、その内容については経過も踏まえた上での文書をお出ししていくということを考えております。

最後、学校運営協議会といったことに触れられましたけれども、これについての役割は、学校運営の基本方針の承認とか、あるいは学校運営に関する意見を述べることとか、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることはございますが、これはあくまでもコミュニティ・スクールに取り組んでいる学校、地域社会に学校運営協議会を設置して、それで進めていくところでございますので、今、関ヶ原町の学校はコミュニティ・スクールは行っていませんので、そういうことがそのまま当てはまるという、ただ、趣旨は大事にしていきたいということは思っております。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、1点目の今須小中学校統合準備についての再質問をお願いいたします。

昨年9月議会の町長答弁がございました。今須小中学校の統合問題について、委員会を設置し、協議するとのことだが、具体的な内容と今後のスケジュールを問うという質問が出されまして、よりよい統合の実現のため、保護者や地域住民を加えた検討組織を設けたい。統合による諸問題を調査・研究する会と校舎の跡地利用の検討を行うなど、今須の振興策を調査・研究する会であるというふうに町長答弁がございました。

それから、同時に昨年12月号で出されました広報せきがはらの中でも同じようなことが書いてございます。「統合に向けた取り組み」という欄で、よりよい統合を実現するためには、保護者や地域の方にも、どのような統合がよいのか、どのように進めるとよいのかを積極的に考え、参加していただくことが必要であることから、教育と地域振興の大きく2つの内容に関する検討組織を設置し、保護者や地域の方にも入っていただいて検討を行っていく予定ですというふうに、この広報にもお知らせがあります。

それで、教育長が述べられた中で、結局は現在、部会制で進めておられるんですけど、その部会制の中には、校長、教育委員会と教育課、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別活動主任、進路指導主事、養護教諭、それから事務官、PTA役員というふうになっております。この方々が一堂に会するんじゃなくて、それぞれの担当分野で内部で検討するということが今現在はなっております。

先ほど意見は聞いているというふうに言われましたけど、1つはどういうふうに聞いておられるのかということと、やっぱり言われたこととやっていることが違うので、その辺が私はお

かしいというふうに思うんですが、その辺の見解をお伺いしたいんです。当初はどういう検討組織を予定していたのか、その辺も含めてお伺いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 当初はどんな組織を考えておったかとおっしゃるんですけども、先ほど触れられたとおりの組織でございます。で、何も変わっておりません。

先ほども申しましたように、例えの一つの例を申し上げますと、今月の学校だよりで関ヶ原小学校と今須小中学校に触れましたけれども、来年度の宿泊行事、これについては合同で行うことを検討しておりますということをお知らせしました。まだ合同で行うことを決定はしておりません。それについては、まず校長会で話をし、そして各学校へ持ち帰って教職員で話をし、そして該当する保護者の中の代表の方に寄っていただいて、そこで話し合っていたら、そしてその宿泊行事を推進する上にはどうしても旅行社が関係してきますので、その業者選定をその代表の保護者の方にやっていただき、そして該当する学年の全ての保護者の方に意見を言っていたら、そして決定した上で、先ほど答弁で申しましたように、保護者の方にはこのように行いますと、教育委員会名で、合同で行うと決まれば合同で行いますということを経過とともに文書でお知らせするというところで行っております。

これについて、じゃあ地域社会の考えを聞けとおっしゃると、それは聞く必要はないと思います。何度か説明会や懇談会で最初に言われたのは、児童・生徒が統合したときに本当に仲よくやっていけるのかと、その声が一番大きかったです。で、前々からお話ししている、そのためにこの1学期には小学校で交流活動を行ってきました。この2学期は、ふれあいコンサート等々、あるいは生徒会の交流とか、こういったことで小・中学校ともに交流活動を進めてまいります。そういった最初の大きなお声を、何とかそれは、私たちが統合したときに本当に何の隔たりもなく仲よく過ごせるようにということで、先ほど申しました、例えば宿泊学習を合同でできたら合同でやりたいといったことで考えているところでございます。

そのような例のもとに今進めておりますので御理解ください。以上です。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） そういう個々の形で相談をかけているというふうに私は受け取りました。実はいろんなところで、岐阜市の徹明小学校、木之本小学校の統合準備委員会というのがあります。そこは、自治会連合会、PTA、学校事務局というメンバーが委員になっていろいろ議論を進めてみえます。

瑞浪市南部地域というところでも2つの中学校が統合されるんですが、そこでも同じように

区長会やPTA等々、入っておられます。瑞浪市の南部地域の中学校統合準備委員会ニュースというのがありまして、実はこれはネットで調べたんですけども、そこでは先ほど教育長が言われましたように、いろんな課題があつて、この部分については検討中だと、そして次の号ではこういうふうな結論になりましたと、こういう方針でいきますというふうなお知らせもしているんですね。

でも、今のやり方ですと、結局、やっぱりその検討結果が、その過程が明らかにならないというふうに思うんですね。私はぜひ、やっぱりそういう誰が見ても公に検討されているなということで検討委員会、もしくはそういう個々の問題だけじゃなくて、全体をこういう案で今考えていますということをお知らせしていただく会や、そういう会議を持っていただきたいというふうに思いますが、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 先ほども申しましたように、過程についても、そのお知らせする文書等でちゃんと説明をしております。そして、全てのことについてお知らせすると言われましても、やはり検討する中身につきましては、時期の問題もございます。例えば、来年度入学する今須小中学校の児童・生徒の制服はどうするんだと。で、方向性は今持っていますけれども、それを今から、じゃあこのような考えでありますということと言っても、まだこれは時期が早いということもございますので、やはりその時期があつて、その時期に応じた中で説明をしていくと、そして発信していくということに、今、配慮して取り組んでいるところです。

だから、先ほど申しました宿泊行事につきましては、もう業者選定をしないと来年度の予約ができないので、だから今そういったことを行っている。あるいは、来年度入学する今須小中学校の児童・生徒の制服等はどうするんだと、これについては2学期、できるだけ早くお出ししていきたいと、この文書も、もうひな形はでき上がっております。

そういったことで、時期に合わせてそういったことを進めてまいっておりますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思ひますし、もう一回繰り返しますけど、過程についてもしっかり報告しろといったことも、前、御指導いただきましたので、そういったことについても結果だけではなくて、こういった経過からこのようにしますということのお知らせもしてまいります。以上です。

○議長（松井正樹君） 続いて、2項目めの介護保険料について再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 事業計画の中でも2018年度に対して19年度は、4.3%事業量をふやしております。2020年度は、2018年度に対して8%も事業量をふやして見込みを立てております。

それで、初年度、2018年度が初年度になりますね、いわゆる平成30年度ですが、その決算の中では、2018年度の見込み額を既に9,000万円下回っているんですね。その見込み差があります。出発点で9,000万円の見込み差があれば、その後2年間の見込みは、おのずと減るのではないかというふうに思いますが、見解を伺います。

それから、新たな事業の開始、そういうのがあればお伺いしたいと思います。そうした新たな特別養護老人ホームだったり、いろんな施設がふえることによって、確かに事業量がふえるというのがありますので、その辺、もしあればお伺いしたいと思います。

それから、政府が2025年度の先ほど言われた団塊の世代がピークに達するという時点ですが、その見込み額が示されておりました。それは非常に高い事業量となっております。それに向かって、ひょっとしてそれに合わせていこうという考えがあるのではないかというふうに勘ぐるんですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 介護保険は、御存じのように保険料の設定につきましては、3年間を見込んで設定されていると。当然、介護への供給に対しては、やっぱり今、高齢化が進んでいる中で利用者がふえてくるだろうということも踏まえて設定をされておりますので、3年目には現状よりもふえる形で傾斜配分をされております。その中で1年目には、やはりその真ん中をとると余りが出ると、2年目はとんとことんで、3年目には1年目に余った分を使うというのが、簡単に言うとそんなような計算式になろうかというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、1年目に9,000万円出たという数字が、2年目には既に去年の実績を上回る利用状況があるということでございますので、これはあながち甘過ぎたということではないというふうに認識をしておりますが、やはり推計の段階で介護保険料は設定をされますので、そういったところで若干の誤差というものが生じるのはやむを得ないし、また利用状況、お年寄りの方が元気で家庭でお暮らしいただければ、介護保険も余り使わなくて済むという状況になりますので、そういった意味で使わなかったということはあるがたい話だと思っておりますし、そういう状況が続けば、実績としての利用状況、こういったものを勘案して次の介護保険計画に反映させていくことができるということになりますので、現在においては、今までの量の中で取り組みを進めさせていただきたいと思っておりますのでございます。

また、政府のほうがいろいろと情報を流してくれておりますが、当然、介護保険計画を策定する段階におきましては、政府の情報であるとか県の情報、またこの実態ですね、こういったものを参考にしながら今後の介護保険計画を策定していくという作業になりますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

新たな事業云々については、ちょっと住民課長のほうからいたさせていただきます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

介護、いわゆる入所施設の新規事業ということでございますが、今のところ大きな動きというのは聞いておりません。今のところ聞いておりませんが、先ほど町長答弁の中でもありましたように、実際に施設の入所に係る費用がかなり大きく伸びてきておるといことで、結局、施設の開設については、来期については、まだこれからいろんな計画が出てまいりますのでそれが反映されるということになりますし、今の状態ですと、例えば入所されている方の介護認定の区分ですね、これによりまして大きく費用が変わってまいりますので、そういう部分もあるかなあというふうには考えております。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 事業量がふえる根拠となる施設が大きな動きは聞いていないということですので、恐らくこの3年間の第7期事業計画は、私は傾斜して事業量も毎年ふやしてあるのでそういう方向でいくんだなあというのは思うんですが、ただ、先ほど県から借金をしたということ、平成27年度からはそれまで3,700円だった基準料を5,600円に大幅に値上げしているんですね。それまで収支残高がずうっと300万円とか1,600万円とか、そういうのが続いていたんですが、値上げした後、平成27年度は3,800万円の黒字、28年度は6,800万円の黒字、29年度は9,400万円の黒字、年々3,000万円ずつ黒字額がふえてきていて、ついに30年度は1億円の黒字となりました。30年度に基金に積み立てていますので、その分と前年度からの繰り越しを引くと、4,000万円ほど単年度では黒字が出ているというふうに思います。そういう意味では、3,000万円から4,000万円、毎年ふえていっているということは、やはり私は保険料が高過ぎるというふうに思うんですね。

よく私は、一般会計から介護保険会計に繰り入れをして保険料の値上げをするなという主張をさせてもらうんですが、そういうときに限って、いや、そういうことはできないことになっているという答弁をいただいております。そういうことからいいましても、やはり取り過ぎたなら、お返しするというのが筋ではないでしょうか。ぜひ私は、次期の事業計画の中で値下げも含めて検討していただきたい。今年度と来年度の会計がどうなるかということもありますけれども、やっぱり余っているんだったら、被保険者に返していくというのが私は原理原則だというふうに思いますので、ぜひその値下げをするということも含めて検討をしていただきたいが、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議員も御存じのように、借金をさせていただかなければならないほど基金も食い潰してしまつたと、当初の基金が7,000万円を超えてあつたはずでございます。それが今御指摘のように、本当にごくわずかしが残らない状況まで使ってしまったと。

今現在、昨年度、基金の積み立てをさせていただいて、やっと3,000万円の基金ができました。これも、やはり私としては、もとに戻したいという前提で考えております。そうすることによって、今後のいわゆる適正な介護保険料、また介護施設に対して適応が十分可能になってくるというふうに思っておりますので、そういった意味で若干の御負担は生じるかもしれませんが、できるだけ負担がふえない範囲の中で積み立てをさせていただきたいと思っております。それが大体目標を達成できるような見込みになってきますと、そんな余分な保険料をずうっと徴収する必要はないというふうに思っておりますので、適正な、その年度限りというか3年分ですけれども、その年度年度ごとの必要額を算定させていただいて保険料に反映してきているというのが筋だと思っております。

また、単年で3,000万円、4,000万円の繰り越しがあると言われますが、この繰越額というのは4月当初の支払い額に充てていかなきゃならないということでございますので、順繰りに金を回していくということでの繰り越しになりますので、その点についても御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松井正樹君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

続きまして、2番 谷口輝男君。

〔2番 谷口輝男君 一般質問〕

○2番（谷口輝男君） 議長のお許しを得ましたので、私、質問させていただきます。

関ヶ原診療所についてでございます。

関ヶ原診療所については6月の議会でも同様の質問があり、回答をいただいておりますが、再度お伺いいたします。

病院から診療所になり、形態としては有床ということで決定し、2年と8カ月余りが経過しました。この有床診療所については、議会も病院改革特別委員会においてシミュレーション等を出していただき、旧病院への繰出金より少なくなるということで了承した経緯がありました。

当時、委員会で町長は、1年、2年はいろいろなことが出てくるのでわからないが、その後において運営状況がどういうことになっていくかを検証しながら、続けられるものは続けていきたい。しかしながら、これが有床診療所という形になって赤字が想定より大きいとなったときは協議をさせていただきたいと言っておられました。

現在の診療所としては、院外処方も済み、もう通常ベースになってきたと思ひます。外来については、地域医療としての役割があり、今後も必要と考えます。しかし、入院については、

当初から他の有床診療所についても経営が楽ではないという話がありました。関ヶ原診療所の入院についての稼働病床率、収支についてお伺いします。

また、決算を見ても、もう協議する段階に来ているのではないかと思います。町長はどこまで理解し、現在はどう考えてみえるのかをお伺いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、関ヶ原診療所の入院稼働病床率でございますが、平成29年度は55.8%、平成30年度は45.8%、令和元年度は、8月現在までで63.2%となっております。診療所に転換したときの目標稼働病床率は50%としていましたので、目標の維持はおおむねできているというふうに思います。

次に、入院収益につきましては、平成29年度収入で7,849万7,000円に對しまして必要経費が1億8,993万8,000円で、マイナスの1億1,144万1,000円でございます。平成30年度は、収入が6,328万8,000円に對しまして必要経費が1億4,133万円で、マイナスの7,804万2,000円ということで、努力はしているものの、相変わらず減収となっている状況でございます。

また、入院について協議をする段階に来ているのではないかと御質問でございますが、平成30年度決算を見ますと、単年の入院収益のみで見れば減収である一方、ここ2年ではありますが、減収幅は少なくなってきました。

さらに、外来診療を含めた診療所全体で見ても、人口減少等により患者数が減少しているにもかかわらず、一般会計からの繰出金が前年度に比較してわずかながら減少するなど、医師や看護師など現場スタッフの努力の成果があらわれてきているものと思っております。

今後の診療所のあり方につきましては、引き続き入院収益を初め、診療所の経営状況を注視しつつ、他の行政サービスとのバランスも考慮し、必要な時点で必要な判断をしなければならぬと考えておりますが、現時点におきましては、地域医療の確保と住民の安心・安全のため、入院施設は現状を維持していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔2番議員挙手〕

谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） それでは、再質問をさせていただきます。

6月議会での町長の回答ですけれども、今のと同様に人口減少など診療所の経営を取り巻く動向を踏まえながら、福祉の増進へ寄与する度合い等、繰出金による財政負担を考慮し、今後は将来に向けた診療事業内容の見直し等、検討を継続して続けてまいりたいと。また、診療所になると保険点数も下がるし、厳しくなると。入院の19床を置くことによって赤字がふえると。

さらには、3億円の繰り出しをしていますが、その半分、実際に半分ではないんですけれども、借入金の返済が占めている状況であるが、町民の安心・安全、また医療に対する信頼を考えると、福祉政策として診療所の中にベッドを置くことは、町民の方の御理解をいただけるものと思っていると答えられております。

今回は、それに関しては必要な時点での時期になればという話で今答えられました。しかし、質問でも言いましたように、もう協議する段階にあるといたしますのは、先ほど目標稼働率は維持できていると言われましたけれども、今言っていただきました入院の収支ですけど、29年度はマイナス1億円を超えております。30年度は7,800万円、8,000万円近くの赤となっているとのことでした。

特別委員会のシミュレーションの中で、ちょっと話が細かくなりますけど、30年度の国保会計（直診）の決算では、今言われた4億9,000万円の診療収入があります。シミュレーションの診療収入の数字の中で、これは細かい話になりますが、ケース1から4とかという話がありまして、最悪の想定では、これはないんですね。その中で中かげんぐらいの数字の収入があるわけです。その時点では、計算しますと、交付税を含めても2億3,000万円の支出で済むというような試算になっておりました。それなのに、まだ3億円の繰出金が出ております。

旧病院時代でも、平成27年度、28年度以降は、要は88床で変わりましたが、これまでは2億5,000万円の一般会計からの支出で済んでおりました。ただ、経常損失は別としまして、出しているのは2億5,000万円でした。

ただ、今度から心配なのは、今後は大変なことになると私は心配しています。なぜなら、本年度までは病院廃止に伴う猶予措置というもので交付税に1億2,000万円ほどの需要額が算入されております。しかし、今後は、この算入額が2,000万円程度になるんじゃないかと。1億円の交付税が減額ということになります。これは、ただ特別会計になったことで、いわゆるマイナス分は、一般会計から全て、どれだけあっても出さなければならないということになります。

今後のこの交付税の交付額についても、本年度ですけれども、交付税の予算と変わらない、余裕のない金額しか入ってこないことになっています。その上、その減額によって、当然、一般会計の税金、交付税を含めて一般財源が減ることになるんですね、1億円。ということは、今の一般会計の予算執行なり、事業とか業務を通年どおり行うには、そのマイナス部分の負担が大きくなる負担となると思います。ということは、それに伴って基金、いわゆる貯金の取り崩しが大きく必要になってくるわけです。これに対して町長はどう思われますか。

ちょっと聞く話で、病院の現場スタッフも、いつまで続くか心配しているというようなことをちらっと聞いておりますし、たとえ町長がその方針を決めたとしても、準備とか、いろんな条例改正とか、前と一緒に移行期間というものが必要になってくると思います。これは、やっ

ぱり事業でも何でもそうですけど、全てに対して計画、スケジュールを決めて進まないで、簡単に進むものではないと思います。早急に決定すべきというか、協議というか、もう進めていくべきだと思いますけど、その時期を含め町長のお考えを再度伺いたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 数字的に見れば、議員御指摘のとおり、交付税が病院としての交付税から診療所としての交付税になったときに基準額が1億円減るとするのは私も聞いております。そんな中で、差し引きしますと非常に厳しい状況でございます。ただ、1億円減りますが、ちょうど病院時代の償還金、これが30年度は1億3,000万円、元年度も1億2,000万円ございますが、2年度からは約7,000万円弱にまで落ちるということで、その分があるというのが非常に助かっているというのが現状でございます。交付税が減った分、丸々一般会計のほうに負担がオンされるということになると、やはりこれは一般会計全体としての負担が非常に大きいというのは議員御指摘のとおりでありますし、私も心配をいたしておるところでございます。

ただ、診療所として入院病床を設定すると考えたときに、入院病床を置く場合には、1億円のマイナスは覚悟してほしいということで当初スタートしたというふうに思っております。現状、1億円を超えたり、低かったりということでございますが、何とか1億円を割り込むような現状に今なっております。そんなことでございますので、何とか一般会計のほうにちょっと負担はかけますが、入院施設の維持というものはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

全体としていろんな施策が制限を受けてくるというのは本当に事実でございますし、その分、町民の皆様にも御理解をいただかなければならない部分が出てくると思いますが、一方で、やはり町内に入院施設があるというのは、やっぱり住民の安心につながるという部分が非常に多うございますので、そういった面は評価していただきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、これが今現状の1億円を割るような入院収益のマイナス部分がどんどんふえてくるというような状況になってくると、やはりそれについては考えなければいけない時期は来るだろうというのは最初の答弁でもお答えさせていただいたとおりでございます。

ただ、その数字が幾つかということについては、まだ私も今のところは想定数字を持っておりませんが、やはり傾向というものをしながら、考える時期にはやっていかなきゃならないと思っております。

ただ、全体といたしまして外来部分のマイナス部分、これが当初の計画ではそれほど見込んでいなかったのが実際出ているということでございますので、そういった外来部分の状況といいますか、収益の回復というものについても努力をしてまいりたいと思っているところござ

いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔2番議員挙手〕

谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今、言われました起債が実際には6,800万円になるんです。ただ、それでも今回、MRIとか、いろんな透析とかという部分でふえてくるわけですね、またこれね。実際に、今言われましたけど、外来は僕は必要だと。ただ、入院施設、マイナス部分に関して入院だけでもという形の話をしているわけであって、30年度の決算においても、いわゆる入院だけじゃなくてトータル的には、いわゆる全体の収支で1億7,000万円の赤字なんですね、これ、病院の直診全体で。

ただ、それで入院が少なくなったら、外来が今度ふえてきますね。ということは、両方とも守るとするのはなかなか大変なことになってくると思うんです。それを今僕が言っている話なんであって、いわゆる外来は絶対残す、それならどうするかという最終的なその結論をこれから協議してほしいと、そういうことを言っているんです。

ただ、外来も、どんどんこれから人口も減っていくし、年寄り……、年寄りと言ったら悪いですけど、変わっていくと思うんですよ。その中でトータル的な考え方としての話で、町として、一応そういう入院だけという意味ではなくて考えてほしいということなんです。

それから、今、収入ではないですけども、関連でちょっと、最後に悪いんですけども、まだ南病棟との、いわゆる縁が切れていないように思うんですね、経費的にも。ただ、今後、その診療所の経営だけでなく、南病棟についての今後の施設の利活用、あるいは北病棟の今の耐震にも耐えないような病棟に関してどのように考えてみえるか、意見をお願いします。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 外来を残すなら、入院は消すというようなお話でございますが、一つの案としてあろうかと思えます。

ただ、先ほど来言っておりますように、やはり住民の方の安心という面、そして入院施設があるから外来でも関ヶ原診療所を使っただけという面もあろうかと思えます。そういったことをもっともっと状況を分析しながら、今後の方針というものを考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、思いとしては残したいという思いはありますが、議員御指摘のように、数字的な面でもとてもじゃないけれども、町全体の行政運営ということを考えたときに無理だという判断が出るようなときには、やはり皆さんと一緒に検討を進めるという場を設けていきたいと思えます

ので、そのときにはよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、南病棟、北病棟の利活用でございます。北病棟は、今、社会福祉協議会が1階、1部屋を使わせていただいております。ただ、あの施設も耐震的な問題がありますので、今後、継続して使う場合には耐震補強というものを考えなければ継続して使うのが難しいと。

ただ、一方で介護サービス関係の事業が手狭になっているという面もございますので、こういったものに使いたいなあという思いもございます。これをどうやってやっていくかというのは、今、正直検討中の段階でございますが、南病棟につきましては、現時点ではどうするかという具体的な案は持っておりません。

ただ、入院病棟、今19床ですね、なくしてしまったときに、果たして住民の方が、今後、介護がどんどんふえてくる段階で何もせずがいいのかということ考えたときに、例えば老健的な施設であるとか、そういった入所なりができるような施設というものも考えることも必要ではないかなという思いは頭の片隅にはございますが、今、具体的に案はないという状況でございますので、その点、また皆さん方にも、こんな案、また収支を考えたときに、どうやったら利用してプラスになるような案に持っていけるかということについては、御意見を賜りながら検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで、2番 谷口輝男君の一般質問を終わります。

日程第4 関ヶ原町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（松井正樹君） 日程第4、関ヶ原町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員は、令和元年9月28日が任期満了となりますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

関ヶ原町選挙管理委員会委員に藤墳秀則君、野村基子君、國枝利博君、小谷好廣君、補充員に、1番順位 吉田幸司君、2番順位 高木厚実君、3番順位 中野美保子君、4番順位 兒玉千恵美君、以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸氏を関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸氏を関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決定いたしました。

なお、当選人名簿につきましては、ただいま配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時30分まで。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第68号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第68号 不破消防組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第69号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第70号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第71号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第72号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第73号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第74号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第75号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第76号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第77号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第78号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第78号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第79号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第80号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第80号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第81号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第81号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第82号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第82号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第83号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第83号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第84号から日程第30 議案第93号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 楠達男君。

○決算審査特別委員会委員長（楠 達男君） 議長のお許しをいただきましたので、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを審査するため、令

和元年9月10日及び9月11日の2日間、役場委員会室において決算審査特別委員会を開催いたしました。

出席委員は、子安副委員長、田中委員、中川委員、吉田委員、高木委員の各委員、そして私、楠でございます。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のため出席を願ったのは、岩田会計管理者兼税務課長、西村企画政策課長、澤頭総務課長、福安産業建設課長心得、高木地域振興課長、兒玉教育課長、三宅住民課長、徳永健康増進課長、藤田監理官兼関ヶ原診療所事務局長、吉森水道環境課長で、職務のための出席者は、松井議長、山田議会事務局長、小寺書記であります。

最初に、一般会計・特別会計について御報告いたします。

初めに、一般会計の審査につきましては、歳入歳出決算書に基づき、歳入についての質疑を行い、その後、歳出を款ごとに区切って関係する各担当課長への質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

決算審査の結果、付託を受けた議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成4、反対1、議案第85号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第87号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定については全会一致で、議案第88号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成4、反対1、議案第89号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定については全会一致で、監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達し、午後3時50分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、一般会計及び特別会計、水道事業会計の決算審査における要望事項の内容については、お手元に配付いたしましたとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（松井正樹君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、平成30年度一般会計、特別会計及び水道事業会計決算における要望事項に対しまして回答をさせていただきます。

初めに、平成30年度一般会計の歳入につきましては、町税等の滞納処分や町有財産の有効活用、ふるさと納税による自主財源の確保に努めるとともに、国・県補助金等の活用については、国・県の動向に注視し、より有利な事業展開ができるように努めてまいります。

歳出についてでございますが、事業推進の諸要件により不用額が生じるような場合においては減額補正を行うよう心がけておりますが、年度末にかけての事業運営上、予算の見込みが難

しい場合等、結果的に多額の不用額を生じている場合もございます。今後は、年度末での事業費見込みについて十分精査し、可能な限り適切な減額補正等の処理をしまいたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

また、総合計画、策定中の公共施設個別施設計画に基づき、当町の優先課題を明確にし、最少の経費で最大の効果を上げられるよう事業を選択・展開するとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、水道事業会計の要望事項について回答させていただきます。

未収金対策につきましては、これまでも滞納整理の効果的な手法として、悪質な滞納者に対し給水停止措置を執行しており、今後も引き続き実施をまいりたいと考えております。さらに、未納者の多くが他課にわたる場合があり、収入未済の縮減に向けた取り組みを全庁的に推進する債権回収対策・管理事務連絡会での情報共有や、滞納処分を関係各課がより連携を密にし、新たな未収金の発生防止と早期回収に努めていきたいと考えております。

次に、有収率につきましては、昨年度は72.4%で一昨年度より1.1%増で、大きな向上は見られませんでした。これは、関ヶ原町北部地域で頻発した濁り水対策として行った洗管作業や排泥作業による排水が大きく影響しておりますが、昨年度におきましても、漏水調査結果により行った野上・東町北地区の大きな漏水管修繕により、率の減少には至りませんでした。

有収率向上のためには、濁り水を発生させないための適正な水質管理と漏水調査を徹底することが有効になりますので、今後も引き続き実施し、有収率の向上に努めてまいります。

第4次拡張整備事業につきましては、近年、藤古川ダム湖の土砂堆積や水質の悪化などが起因した濁り水の発生により、住民の皆様にご迷惑をおかけしており、安心・安全な水の供給のためには第4次拡張整備事業の推進は急務と考えております。昨年度におきましては、経営戦略に基づき事業を推進しつつも、一部前倒しも視野に入れて早期完成に向けた事業の推進に努めているところでございます。しかしながら、今後、施設の更新需要の集中が予測されるため、経営状況は厳しさが増すものと考えられます。そのため、水道料金の見直しや設備投資の平準化に努め、事業の推進とともに計画の見直しも図りながら進めてまいります。

以上、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより各議案ごとに、順次委員長報告に対し質疑を行い、採決まで行います。

最初に、議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、反対討論から許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私は、議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

平成30年度決算は、実質単年度収支で約3,000万円の黒字となりました。実質収支比率は8.5%と、余裕を持った収支決算となりました。県の施設である岐阜関ヶ原古戦場記念館の工事に伴ってレンタサイクル倉庫の撤去に始まり、ゲートボール場の移設、庁舎引き込み変更工事等々約2,000万円、歴史民俗資料館の改修設計費や電気・水道の工事など約1,400万円が支出されました。国・県補助金はあるといえど、県施設の大規模化による弊害であり、特にレンタサイクル倉庫においては補助金返還するという、つくっては壊しという税金の無駄遣いの最たるものです。県の意向を短期に受け入れ過ぎではないでしょうか。町の立場を堅持し、対等・平等の対応で臨むべきと思います。

このような予算執行は町民には納得されないと思い、反対をいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 次に、賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 失礼します。

私は、議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成30年度の関ヶ原町一般会計の決算は、自主財源の確保を図るとともに、依存財源である国・県支出金の確保に努め、事業が推進され、さらに義務的経費の抑制及び経費節減に努められ、真に必要な事業だけを予算化され、適正に事業が実施されたものであるかと思えます。

反対討論にありました件も含め、平成30年度の各事業につきましては、議会で慎重に審議を行い、承認したものが適正に執行された収支の決算であります。

よって、私は平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成するものであり、議員各位の御賛同をお願いするものであります。

なお、決算審査特別委員会からの要望事項につきましては、今ほど町長より答弁をいただきましたが、次年度予算編成に確実に反映していただくことを再度要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議案第85号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第86号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第87号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第88号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、反対討論から許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私は、議案第88号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

一般質問でも述べましたが、3年ごとの事業計画による5期、6期、7期と連続して保険料の値上げがされてきました。平成30年度決算では、3,000万円の基金の繰り入れを行っても、なお1億円の黒字となり、単年度でいっても約4,000万円の黒字でした。これを単純に65歳以上の第1号被保険者で割りますと、基準額で1カ月1,000円以上となります。6期から7期の保険料値上げ、基準額でいうと月300円の値上げがされましたけれども、それは必要なかった

というふうに私は思います。

安倍政権による社会保障の国民負担増政策から町民の生命と健康・安全を守る地方公共団体の役割からいっても、町民が置かれている暮らしの現状をしっかりと熟慮すべきと思います。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 失礼いたします。

私は、議案第88号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

30年度は3年計画の初年度で、今後見込まれる医療費の伸びに対応できる収支決算となっており、適切に事業が実施されたものであったと認められます。

反対討論にありました、収支残があるので保険料を見直すという考えは拙速であるとも考えられます。

よって、私は、平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告のとおり認定することに賛成するものであり、議員各位の御賛同をお願いするものであります。

○議長（松井正樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

続きまして、議案第89号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第90号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。これで本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第91号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第92号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で1時より会議を再開いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第31 議案第94号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第31、議案第94号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第94号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。令和元年9月20日提出。関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、関ヶ原町歴史民俗資料館改修工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、1億1,880万円。
4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店
代表取締役 藤塚茂郎。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第94号について御説明申し上げます。

関ヶ原町歴史民俗資料館改修工事につきまして、去る9月6日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、株式会社藤塚工務店が落札をいたしましたので、契約金額1億1,880万円で同社と請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 議案第94号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

去る9月6日、関ヶ原町歴史民俗資料館改修工事につきまして指名競争入札を行いました。指名業者は5社、結果、関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店が消費税込み1億1,880万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容につきましては、レンタサイクル棟新築、外部改修工事、展示・学習ゾーンの改修工事、管理ゾーンの改修工事、トイレなど共有ゾーンの改修工事となっております。

工期につきましては、議会議決日より令和2年5月29日までとなっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第95号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第32、議案第95号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第95号について御説明申し上げます。

歳出におきまして消費税の納税見込み不足分58万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億8,138万2,000円とする令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいただきます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） それでは、御説明させていただきます。

5ページをお願いします。

歳出として総務費、施設管理費、公課費を58万2,000円増額するもので、歳入は前年度繰越金を充てております。

これにつきましては、当初予算において平成30年度分の申告消費税額を150万円計上してございました。しかし、消費税法第9条の規定の解釈において、事業開始年度の平成29年度から2カ年は免税事業者となるのではないかということで、申告の必要はないと考えておりました。しかしながら、消費税の申告期限が迫ってまいりましたので、再度確認するというところで8月に税務署に消費税法の規定の解釈について問い合わせをいたしておりました。すぐに回答はもらえず、最近になって、実は17日の夕方に回答が来まして、特例扱いで平成29年4月から9月までの課税売上高が1,000万円を超える場合は、平成29年度は免税事業者扱いになるが、平成30年度においては、その免税事業者扱いにはならないという回答をいただきました。

それで、その回答を踏まえ申告消費税額を計算しましたところ、208万2,000円となり、当初から上げてございました150万円に対して58万2,000円の不足が生じました。この不足というのは、消費税対象である健診業務が予算では1,600万円見ておったんですが、実際、決算上は3,200万円という売り上げが出ましたので、その分の増額分が消費税として上がったということで、その分が足らなかったんで、当初予算にちょっと58万2,000円不足したということです。

近々なお願いで申しわけございませんが、第1号補正予算案を提出させていただきましたので、何とぞ御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） もう一度確認なんですけど、平成29年から平成30年4月までにおいては、事業を始めるまでは2カ年は免税だという規定があったんですけども、1,000万円を超えた場合はその対象にならないということでしょうか。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 消費税法9条で、ちょっと繰り返して申しわけないんですけど、事業転換もしくは事業を開始してから2カ年は免税対象事業者とうたってあるんです。それで、うちは29年開始なので、予算は一応見ておったんですが、29、30はその規定に該当すると思っていたんです。そうしたら、いや、違うんだよと、9条の2のほうの扱いになって、特例扱いで診療所は29年4月から上半期の9月まで1,000万円の売り上げがあったと、消費税対象物に対して、それについては、30年度は本当は免税ですけど、1,000万円が29年度の上半期に売り上げがあったので免税者としての取り扱いにはなりませんよと言われたので、今回、計算してみたら200万円となったので不足分を補正させてくださいということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） これは、やっぱり予算を組む段階で確認作業はされなかったということでしょうか。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 当然、その2カ年はいいいと思って、その消費税法を解釈してやっていたんですが、やっぱり疑いの面もあったので、一応当初予算では健診等の売り上げで150万円は見ておきました。一応見ておいたんです。ですが、もう一回消費税法を見直したら、やっぱり要らなかったんじゃないかなということで、ちょっと税務署に予算を組むときに聞けばよかったんですけど、特別会計に変わったときに既に税務署に問い合わせをして、2年間は……、そのときの会話がちょっとわからないんですけど、2年とか1年とか、ちょっ

と定かでなかったんですけど、その辺の確認をしっかりとしていなかったというのは事実です。
申しわけございません。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時12分

再開 午後 1 時14分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町長から、議案第96号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）が提出されました。

お諮りします。議案第96号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第96号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第96号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第1、議案第96号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第96号について御説明申し上げます。

これにつきましては、当初の予定に追加という形で出させていただきました。御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

歳出におきまして、喫茶今須宿内のエアコンが9月8日に故障し、修繕依頼を行いました。

オープン当初からの機器であることから、生産中止により部品調達ができないため、急遽新たに同等程度のエアコンを設置し、対応するための空調設備の工事費98万1,000円と、それから関ヶ原中学校への進入道路拡幅事業に伴う用地業務の基礎資料とするための鑑定評価の業務委託料31万9,000円で、合わせて総額130万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億249万2,000円とする令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

歳出のほうで教育費で関ヶ原中学校の委託料31万9,000円、これは地主さんとの話し合いが済んでいるのかどうかということを確認したいんですが、その前提に立った評価額のこの補正ですか、それともまだ地主さんとはこれから協議するとか、そういうことですか。ちょっと現状についてお聞きします。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

この鑑定評価につきましては、現在、地主さんと交渉中ございまして、その交渉の中で価格についてのやりとりもしておりまして、それについてどれくらいだという、そういった話が出ているので、その基礎資料として上げさせていただきたいと。ですので、交渉についての基礎資料ということで、現在のところ決まっているということはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

○7番（楠 達男君） はい。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） これをもちまして、令和元年第5回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時18分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子